

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

内閣府健康・医療戦略推進事務局
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局医療情報担当参事官室
経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループヘルスケア産業課

1. 改正の趣旨

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成 30 年政令第 163 号。以下「令」という。）において、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 項に基づき、連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者及び連結可能匿名加工医療情報と連結して利用することができる状態で提供することができる情報を追加するもの。

2. 改正の概要

匿名加工医療情報については、法第 31 条第 1 項において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により匿名医療保険等関連情報（同項に規定する匿名医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる者その他の政令で定める者に対してする場合に限り、匿名医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態で提供することができることとされている。

今回、新たに予防接種等関連情報データベース（予防接種 DB）の匿名化されたデータも連結を行うこととなった。

そのため、本政令において、政令で定める者及び政令で定める情報について、それぞれ以下のとおり追加し、その他所要の改正を行う。

（政令で定める者）

- ・ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 24 条第 1 項の規定により匿名予防接種等関連情報（同項に規定する匿名予防接種等関連情報をいう。）を利用することができる者

（政令で定める情報）

- ・ 匿名予防接種等関連情報

3. 根拠条項

- 法第 31 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 5 月下旬（予定）
- 施行期日：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定（同法第 7 条の規定を除く。）の施行の日（令和 8 年 6 月 1 日）